

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型：通所系)

法人名	NPO 法人 あい	種別	放課後等デイサービス 児童発達支援
代表者	阿部 正浩	管理者	神田 健司
所在地	愛知県岩倉市西市町柵東 37-1	電話番号	0587-58-5122

新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

第I章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管は、管理者とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

管理者の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 <input type="checkbox"/> 体制整備 感染対策委員長 管理者 神田健司 感染対策委員 <input type="checkbox"/> 意思決定者・担当者の決定 <input type="checkbox"/> 役割分担	様式 1
(2) 情報の共有・連携	<input type="checkbox"/> 情報共有範囲の確認 保健所 利用者・家族 他のサービス事業者 自治体、関係機関等 <input type="checkbox"/> 報告ルールの確認 <input type="checkbox"/> 報告先リストの作成・更新	様式 2

<p>(3) 感染防止に向けた 取組の実施</p>	<p>必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 定期的少なくとも1月に1回確認を行う。 <input type="checkbox"/> 基本的な感染症対策の徹底 手洗い、消毒、マスク着用等感染防止対策を常時継続する。 <input type="checkbox"/> 利用者・職員の体調管理 体調管理に気を付けるとともに、37.5 度以上の発熱その他体調に異常がある職員、利用者及び感染症罹患者と濃厚接触があった職員、利用者自宅待機とする。 <input type="checkbox"/> 事業所内出入り者の記録管理 記録簿により管理。 	<p>様式 3 様式 8</p>
<p>(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保管先・在庫量の確認、備蓄 備蓄品リストに記載 <input type="checkbox"/> 委託業者の確保 	<p>様式 6</p>
<p>(5) 職員対応 (事前調整)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 職員の確保 職員が自宅待機となる場合などは、事業所内での勤務調整し、事業継続ができるようにする。 <input type="checkbox"/> 相談窓口の設置 	
<p>(6) 業務調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 運営基準との整合性確認 <input type="checkbox"/> 業務内容の調整 感染状況によって、下記を判断し、職員に周知する。 ア これまでの業務を継続することが可能である。 イ 感染予防、感染拡大防止の観点から新たに発生する業務がある。 ※新たに発生する業務の内容及びそれによって変更すべき勤務体制等を判断する。 ウ 削減業務 ※内容や頻度を減らす業務がある場合に、いつまで、どの内容、頻度を減らすかについて判断する。 エ 休止業務 ※業務を休止する場合、再開の要件やめど等についても判断する。 	<p>様式 7</p>

<p>(7) 研修・訓練の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> BCP の共有 <input type="checkbox"/> BCP の内容に関する研修 <input type="checkbox"/> BCP の内容に沿った訓練 	
<p>(8) BCP の 検証・見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 課題の確認 最新の動向や訓練等で洗い出された課題を BCP に反映する。 <input type="checkbox"/> 定期的な見直し 	

第三章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

管理者の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	神田健司	阿部正浩
医療機関、受診・相談センターへの連絡	阿部正浩	沢井沙世
利用者家族等への情報提供	大岩美佳	鈴木音葉
感染拡大防止対策に関する統括	岩田帆乃香	神田健司

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 管理者へ報告 職員が把握した場合は、ただちに管理者に報告する。 <input type="checkbox"/> 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 <input type="checkbox"/> 事業所内・法人内の情報共有 <input type="checkbox"/> 指定権者への報告 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所への報告 <input type="checkbox"/> 家族への連絡	様式 2

<p>(2) 感染疑い者への対応</p>	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> サービス休止 <input type="checkbox"/> 医療機関受診 <p>PCR 検査の実施を促す。</p> <p>イ PCGR の結果が判明するまでは、疑似症として扱い、サービス提供は中止する。</p> <p>ウ PCR 検査の結果、陰性であった場合であっても症状が改善されない場合は、他の疾患又は偽陰性を疑い、感染防御及び利用者の体調の変化等に留意する。</p>	
<p>(3) 消毒・清掃等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 場所、方法の確認 <p>施設全体をアルコール消毒する。</p>	

第Ⅳ章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	神田健司	阿部正浩
関係者への情報共有	阿部正浩	大岩未佳
再開基準検討	神田健司	阿部正浩

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
<input type="checkbox"/> 都道府県・保健所等と調整	
<input type="checkbox"/> 訪問サービス等の実施検討	
<input type="checkbox"/> 相談支援事業所との調整	
<input type="checkbox"/> 利用者・家族への説明	
<input type="checkbox"/> 再開基準の明確化	

第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	神田健司	阿部正浩
関係者への情報共有	大岩未佳	岩田帆乃香
感染拡大防止対策に関する統括	阿部正浩	神田健司
勤務体制・労働状況	岩田帆乃香	大岩美香
情報発信	大岩未佳	岩田帆乃香

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	<input type="checkbox"/> 濃厚接触者の特定への協力 PCR 検査の結果、陽性であることが判明した場合は、直ちに保健所に連絡をする。濃厚接触者がいる場合は、その旨も連絡する。病状及び必要なケアについても伝える。 <input type="checkbox"/> 感染対策の指示を仰ぐ	様式 4
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 <input type="checkbox"/> 自宅待機 濃厚接触の疑いがある者がいる場合は、PCR 検査の実施と自宅待機の要請 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所との調整 【職員】 <input type="checkbox"/> 自宅待機 濃厚接触の疑いがある者がいる場合は、PCR 検査の実施と自宅待機の要請	

<p>(3) 防護具・ 消毒液等の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 在庫量・必要量の確認 備蓄品リストに記載 <input type="checkbox"/> 調査先・調達方法の確認 陽性者が発生した場合は、防護具、消毒液等備蓄品の確保が困難になる可能性があるため、確保に留意する。 	<p>様式 6 様式 2</p>
<p>(4) 情報共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業所内・法人内での情報共有 事業所内での正確な情報共有を行う。 <input type="checkbox"/> 利用者・家族との情報共有 利用者・家族への正確な情報提供を行う。 <input type="checkbox"/> 自治体（指定権者・保健所）との情報共有 必要に応じて自治体、関係機関等への正確な情報提供を行う。 <input type="checkbox"/> 関係業者等との情報共有 他のサービス事業者への正確な情報提供を行う。 	<p>様式 2</p>
<p>(5) 過重労働・ メンタルヘルス 対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 労務管理 <input type="checkbox"/> 長時間労働対応 <input type="checkbox"/> コミュニケーション <p>主として管理者が責任者として過不足がないか、また従業者からの相談に対応することとする。。なお、対応については組織的な対応に留意する。</p>	
<p>(6) 情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応 情報発信にあたっては、管理者、職員等の合議を踏まえて行う。 発表にあたっては、利用者及び職員のプライバシーにも配慮する。 	

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和3年12月1日	業務継続計画作成
令和4年12月1日	更新
令和5年4月3日	更新
令和5年10月1日	更新

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○（各施設で必要なものを記載）